

熊本県国土利用計画法に基づく届出に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号、以下「法」という。）第23条第1項の規定による届出（以下「事後届出」という。）及び法第27条の4第1項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「事前届出」という。）に係る事務を円滑かつ適正に執行するため、具体的な事項を定めるものとする。

第2 届出書の受付

受け付けた届出書に係る土地が、「熊本県大規模土地取引事前指導要綱」第2条第1項の規定に該当する場合には、同要綱に基づき事務処理を行うものとする。

第3 事後届出における審査及び措置

1 審査

受け付けた届出については、必要に応じ現地調査を行い、当該届出の利用目的については、別に定める「土地売買等届出の審査及び事前指導に関する調整要領」に基づき、法第24条第1項の該当の有無について審査するものとする。

2 修正指導

（1）1による審査の結果、事後届出に係る利用目的が法第24条第1項に該当すると認められるときは、当該届出者に対し必要な変更をすべきことを指導するものとする。

（2）修正指導は、回答期限を定めて行うものとする。この場合において、回答期限は、届出者が修正指導の内容及び変更するかどうかを十分検討することができる合理的な期間を考慮して定めるものとする。

なお、修正指導を行う場合には、別記様式I 1により指導書を交付するものとする。

3 勧告等の措置

（1）1による審査を行った結果、利用目的が法第24条第1項に該当すると認められるときは、別記様式I - 4 - 1により熊本県土地利用審査会に諮問するものとする。

（2）（1）による諮問の結果、届出者に対し勧告を行うときは別記様式I 5により行うとともに、当該勧告の内容を別記様式I 6により関係市町村長に通知するものとする。

（3）法第25条の規定に基づき、勧告に基づいて講じた措置の内容を報告させるときは、別記様式I 7により関係市町村長を経由して報告させるものとする。

（4）法第27条の2の規定による助言は、別記様式I - 2 - 4により届出者に対し通知するものとするとともに、関係市町村長に対し別記様式I - 3により通知するものとする。

（5）審査の結果、勧告及び助言を行わないときは、関係市町村長に対し、四半期ごとに処理状況報告（別記様式I - 10）を行う。

なお、知事が特に必要と認める場合は、その旨を不勧告通知書（別記様式I - 2 - 1、又はI - 2 - 3）により通知するものとする。

4 公表

法第26条の規定による公表は、勧告の内容及び勧告に従わなかった旨を熊本県公報に登載し、広報機関等に公表するとともに、関係市町村長、国土交通大臣及び関係都道府県知事に対し、別記様式I-8により通知するものとする。

第4 事前届出における審査及び措置

1 審査

(1) 受け付けた事前届出については、原則として速やかに現地調査を行うものとし、当該届出の利用目的については、別に定める「土地売買等届出の審査及び事前指導に関する調整要領」に基づき、法第27条の5第1項又は法第27条の8第1項の該当の有無について、それぞれ審査するものとする。

(2) 土地に関する権利の移転等の予定対価の額については、別に定める「価格審査基準」により権利相当額を算定するものとする。

2 修正指導

(1) 前項(1)による審査の結果、利用目的が法第27条の5第1項又は法第27条の8第1項に該当すると認められるときは、当該届出者に対しその根拠を示し、修正又は契約中止の指導を行うものとする。

(2) 前項(2)による審査の結果、土地に関する権利の移転等の予定対価の額が法第27条の5第1項第1号に該当すると認められるときは、当該届出に対し当該予定対価の額から減額すべき割合、又は準拠すべき価格の水準を示して価格の修正指導を行うものとする

(3) 修正指導は、回答期限を定めて行うものとする。この場合において、回答期限は、届出者が修正指導の内容及び変更するかどうかを十分検討することができる合理的な期間を考慮して定めるものとする。

なお、修正指導を行う場合には、別記様式I-1により指導書を交付するものとする。

3 勧告等の措置

(1) 第4の1により審査を行った結果(2により修正指導を行った結果を含む。) 勧告を行わないときは、速やかにその旨を不勧告通知書(別記様式I-2-2)により届出者に対し通知するとともに、関係市町村長に対し別記様式I-3により通知するものとする。

(2) 審査の結果、法第27条の5第1項又は法第27条の8第1項に該当すると認められるときは、別記様式I-4-1により熊本県土地利用審査会に諮問するものとする。

(3) 第3の2(2)及び(3)の規定は、前号の諮問の結果について準用する。

4 公表

第3の3の規定は、事前届出について準用する。

第5 取下げ

事前届出において、届出者の双方又は片方が届出書を取り下げようとする場合は、別記様式I-9による土地売買等届出書取下げ申出書を、関係市町村を經由して提出させるものとする。

第6 届出書等の提出部数

事後届出にあつては正本1部(県用)、副本1部(市町村用)、添付図書等2部(県用、市町村用各1部)の提出を求めるとし、事前届出にあつては正本1部(県用)、副本3部(市町村用1部、届出者返却用2部)、添付図書等2部(県用、市町村用各1部)の提出を求めるとする。

第7 関係書類の保存期間

届出書に係る関係書類は5年間保存するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

【事前届出】
別記様式 - 1

指 導 書

年 第 号
月 月 日

様

熊本県 部 課長

年 月 日付けで届出のありました土地売買等の届出につきまして
は、下記のとおり国土利用計画法第27条の5第1項(第27条の8第1項)の勧告
基準に該当するおそれがあります。

つきましては、予定対価の引き下げ(利用目的の変更)又は届出の取り下げを検討
し、年 月 日までに回答してください。

記

(土地の所在)

(土地の面積)

	届 出 の 内 容	指 導 の 内 容
土 地 に 関 す る 予 定 対 価 の 額		
工 作 物 等 に 関 す る 予 定 対 価 の 額		
土 地 の 利 用 目 的		

不 勧 告 通 知 書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

国土利用計画法第23条第1項の規定により、年 月 日付けで届出のありました下記の土地売買等の契約について、同法第24条第1項の規定による勧告をしないこととしたので通知します。

なお、当該契約に係る土地の利用に当たっては、他の法令等に係る許可等の申請をしなければならない場合がありますので注意してください。

記

届出の内容

1 土地売買等の契約の相手方	
2 土地の所在	
3 土地の面積	
	m ²
4 対価の額	
土 地	円
工作物等	円

5 その他 詳細は、土地売買等届出書副本のとおり。

【事前届出】
別記様式 - 2 - 2

不 勧 告 通 知 書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

国土利用計画法第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する第27条の4第1項)の規定により、年 月 日付けで届出のありました下記の土地売買等の契約について、同法第27条の5第1項(第27条の8第1項)の規定による勧告をしないこととしたので通知します。

なお、当該契約に係る土地の利用に当たっては、他の法令等に係る許可等の申請をしなければならない場合がありますので注意してください。

記

届出の内容

1	土地売買等の契約の相手方	
2	土地の所在	
3	土地の面積	m ²
4	予定対価の額	
	土地	円
	工作物等	円

5 その他 詳細は、土地売買等届出書副本のとおり。

【事後届出】

別記様式 - 2 - 3

不 勧 告 通 知 書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

国土利用計画法第23条第1項の規定により、年 月 日付けで届出のありました下記の土地売買等の契約について、同法第24条第1項の規定による勧告をしないこととしたので通知します。

なお、その土地利用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、特に別記事項に留意してください。

記

届出の内容

1 土地売買等の契約の相手方

--

2 土地の所在

--

3 土地の面積

	m ²
--	----------------

4 対価の額

土 地
工作物等

	円
	円

5 その他 詳細は、土地売買等届出書副本のとおり。

(次ページ)

別 記 事 項

【事後届出】

別記様式 - 2 - 4

助 言 書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

国土利用計画法第23条第1項の規定により、 年 月 日付けで届出のありました下記の土地売買等の契約について、同法第27条の2の規定により下記のとおり助言します。

なお、その土地利用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、特に別記事項に留意してください。

記

助言事項	
------	--

届出の内容

- 1 土地売買等の契約の相手方
- 2 土地の所在
- 3 土地の面積

	m ²

- 4 対価の額

土 地
工作物等

	円
	円

- 5 その他 詳細は、土地売買等届出書副本のとおり。

(次ページ)

別 記 事 項

年 第 号
月 日

(市町村長)様

熊本県 部長

土地売買等届出書の処理結果について(通知)

年 月 日付け受理番号第 号に関する土地売買等届出書については、
下記のとおり処理したので通知します。

記

処理結果	
------	--

(詳細は別添のとおり)

第 号
年 月 日

熊本県土地利用審査会
会長 様

熊本県知事

国土利用計画法 の規定に基づく勧告について（諮問）
このことについて、国土利用計画法 の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

所在地

面積

利用目的

該当法令

勧告を要する理由

その他 別添資料による

別記様式 - 4 - 2

土利審第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県土地利用審査会
会長

年 月 (標 題)(答申)
日付けで諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

勸告書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

国土利用計画法 の規定に基づき、
届出のあった土地売買の契約について、同法
勸告します。

年 月 日付けをもって
の規定に基づき下記のとおり

記

勸告事項	
------	--

なお、この勸告に基づき講じた措置を 年 月 日までに別添報告書で報告
してください。

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

国土利用計画法 の規定に基づく勧告
について（通知）
年 月 日付け 第 号で進達のありました届出書につ
いて、審査の結果、別紙のとおり勧告しましたので通知します。

措置内容報告書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

年 月 日付けで提出した土地売買等の届出につきましては、下記のとおり措置しましたので報告します。

記

(土地の所在)

(取引の相手方)

報 告 事 項	
---------	--

措 置 内 容	
---------	--

公表事例報告書

公表者					
公表年月日					
	譲渡人				
	譲受人				
公表事例に係る届出の内容	届出日				
	土地の所在	面積	区画数	利用目的	予定対価の額
	その他				
勧告の内容	勧告日				
	内容				
公表の事由					
その他					

土地売買等届出取下げ申出書

年 月 日

熊 本 県 知 事

様

(譲渡人)住所
氏名

(譲受人)住所
氏名

(代理人)住所
氏名

年 月 日付けで提出した国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第27条の4第1項(第27条の7第1項)届出については、下記の理由により取り下げます。

記

(土地の所在)

(取下げ理由)

